

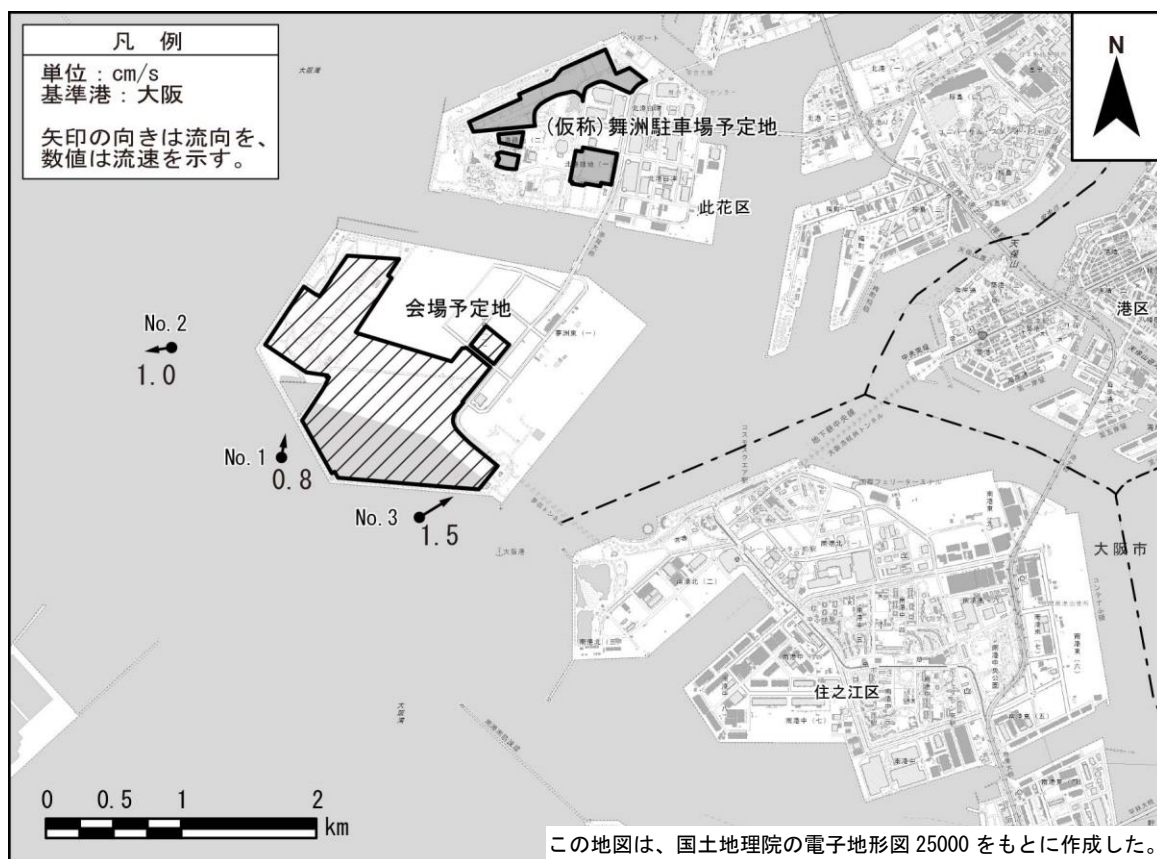
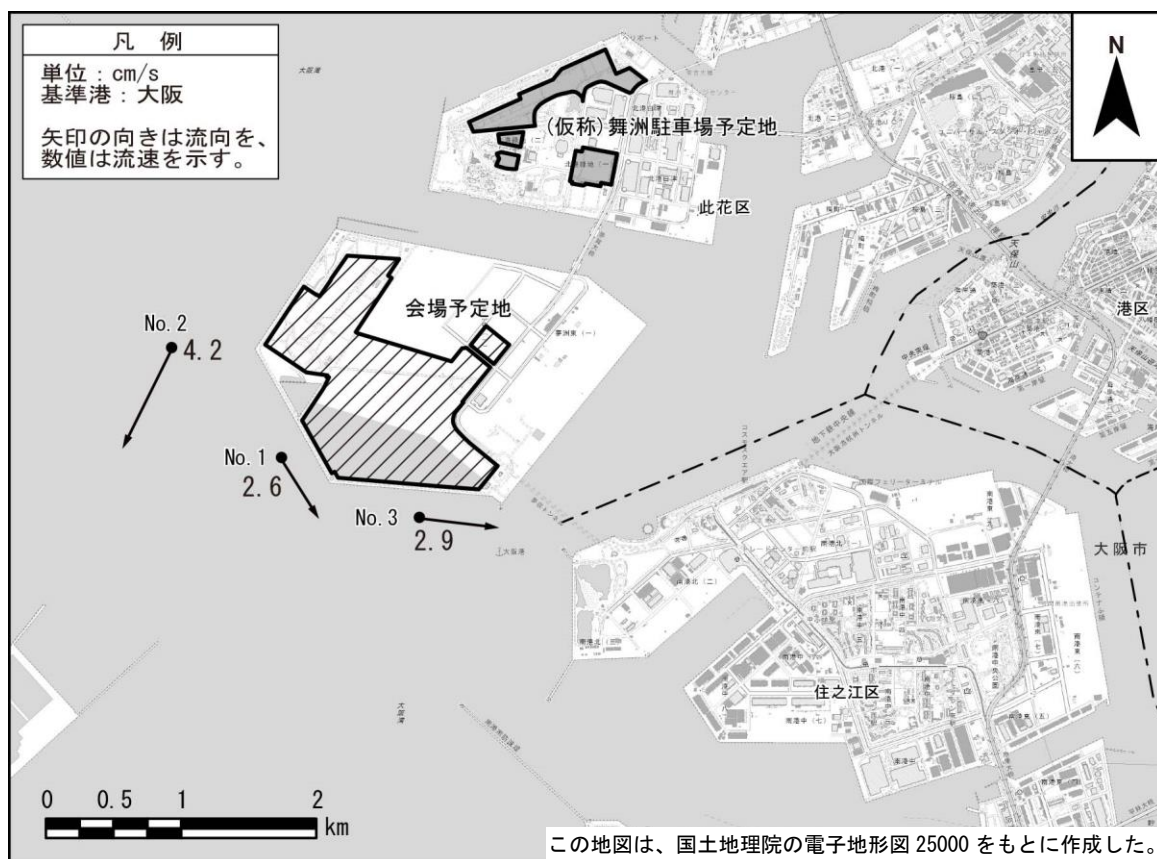


図 5.3.8 平均流（恒流）の分布（上：海面下 1m、下：海底上 2m）

5.3.2 建設・解体工事（土地の改変・解体）に伴う影響の予測・評価

1. 予測内容

工事の実施に伴い事業計画地から発生する排水の影響について、事業計画の内容、現地調査結果等を基に予測した。予測内容は表 5.3.5 に示すとおりである。

表 5.3.5 予測内容

予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
工事の実施に伴い発生する 水質の影響 ・浮遊物質量（SS） ・水素イオン濃度（pH）	事業計画地の周 辺海域	建設・解体工事中	事業計画の内容、現地調 査結果及び環境保全措置 を基に定性予測

2. 予測方法

事業計画、現地調査結果及び環境影響を低減するための環境保全措置を踏まえ、工事間中における浮遊物質量（SS）及び水素イオン濃度（pH）への影響の程度を定性的に予測した。

3. 予測結果

工事中の生活排水を含む汚水は、回収を行い適正に処理する。

会場予定地内の工事中の雨水等は、会場予定地内南側のウォーターワールド予定地に流入させ、同地内を経由させることで、SS の除去を行う計画である。また、コンクリート打設等に伴うアルカリ性の排水は pH 調整を行った後にウォーターワールドを経由して既設の余水吐より放流する計画である。

(仮称) 舞洲駐車場予定地の工事中の雨水及び排水は、計画地内に設けた沈砂池に導き、SS の除去及び pH 調整を行った後に下水放流する計画であり、海域への排出は行わない。

以上のことから、建設・解体工事中における事業計画地周辺海域の水質に及ぼす影響は小さいと予測される。

4. 評価

(1) 環境保全目標

水質についての環境保全目標は、「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること」、「環境基本法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと」、「水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた排水基準等に適合すること」、「大阪市環境基本計画の目標、方針の達成と維持に支障がないこと」とし、本事業の実施が及ぼす影響について、予測結果を環境保全目標に照らして評価した。

(2) 評価結果

建設・解体工事中に発生する排水による周辺海域の水質への予測結果は、会場予定地及び（仮称）舞洲駐車場予定地において汚水の回収や沈砂池による適切な処理を行うことにより影響は小さいものと予測された。

建設・解体工事にあたっては、さらなる対策として以下に挙げる取組みを行っていく。

- ・ 工事中の生活排水を含む汚水は、回収を行い適正に処理する。
- ・ 著しい降雨時の土工は極力避け、濁水の発生を抑制する。

以上のことから、周辺環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮する計画であり、環境保全目標を満足するものと評価する。